

様式第1号（第6条関係）

提出日をご記入ください。

登記から6か月以内に申請する必要があります。

令和〇年〇月〇〇日

八頭町長 様

申請者 住所 鳥取県八頭郡八頭町郡家 493 番地
氏名 八頭 太郎
電話番号 0858-76-0213

申請者 = 登記上の所有者

八頭町定住促進住宅取得補助

携帯電話等、なるべく平日の日中に連絡が取れる番号をご記入ください。

令和〇年度において、標記補助金を次のとおり受けたいので八頭町定住促進住宅取得補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

(1)	要綱第4条第2項各号のいずれにも該当しないことについて	○	A. 誓約する	B. 誓約しない
(2)	要綱第9条各号のいずれかに該当する場合に、補助金の全部又は一部を返還することについて	○	A. 誓約する	B. 誓約しない
(3)	交付を受けた日から起算して5年以上定住することについて	○	A. 意思がある	B. 意思がない
(4)	町が、申請者及び世帯員の住民基本台帳登録状況及び町税等の納付状況について閲覧することについて	○	A. 同意する	B. 同意しない

確認事項(1)～(3)のB. に○を付けた場合は、補助金を交付できません。

確認事項(4)のB. に○を付けた場合は、住民票及び納税証明書等の提出が必要となります。

2 事業内容

対象事業	<input checked="" type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 住宅取得（建売／中古住宅）
住宅の種類 延べ面積	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅
所有権保存登記又は所有権移転登記を完了した日	令和〇年〇月〇〇日	ヨ該住宅に転居又は転入した日 令和〇年〇月〇〇日
転居又は転入前の住所	鳥取県八頭郡八頭町船岡 539 番地	
対象者区分	<input type="checkbox"/> 転入者	<input checked="" type="checkbox"/> 転入者以外
加算区分 （若者世帯等）	<input checked="" type="checkbox"/> いずれかが40歳以下の夫婦又はパートナー	<input type="checkbox"/> 出産予定
住宅の新築又は購入金額	20,000,000 円	交付申請額 200,000 円

交付申請額の算定方法は次頁→

※両面印刷

申請者から見た続柄をご記入ください。

氏名	生年月日	続柄	備考
八頭 太郎	昭和〇年〇月〇〇日	本人	
八頭 花子	昭和〇年〇月〇〇日	妻	
八頭 一郎	平成〇年〇月〇〇日	子	同住所別世帯
八頭 一子	平成〇年〇月〇〇日	子の妻	〃
八頭 一男	令和〇年〇月〇〇日	子の子	〃
	年 月 日		同住所別世帯(二世帯住宅)の場合は、備考欄にご記入ください。
欄が足りない場合は、適宜追加してください。	年 月 日		
	年 月 日		

※本欄は記入しないでください。

上記記載事項は、事実と相違ない

本欄は記入しないでください。

証明者 住民基本台帳担当 (印)

3 添付書類

- (1) 建物の登記事項証明書の写し
- (2) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し（住宅の取得金額がわかるもの）
- (3) 平面図（延べ床面積がわかるもの）
- (4) 代表申請者専任届（共有者がいる場合：様式第2号）
- (5) 戸籍の附票（転入者が申請する場合。転入日前2年間の居住地の履歴がわかるもの）
- (6) 母子手帳の写し（妊娠中である世帯員がいる場合）
- (7) とっとり安心ファミリーシップ制度に基づく届出受理証明書又は携帯用カードの写し（パートナーである世帯員がいる場合。ただし、住民票の続柄が「縁故者」となっている場合は当該書類の添付を省略することができる。）
- (8) その他町長が必要と認める書類

【交付申請額の算定方法】

交付申請額 = 住宅の新築又は購入金額(契約書に記載の金額) × 5/100 ≦ 上限額

〈上限額〉

- ・ 転入者+若者世帯等：30万円
- ・ 転入者以外+若者世帯等、転入者：20万円
- ・ 転入者以外：10万円